

公立大学法人名古屋市立大学前金払取扱要綱

平成 19 年 12 月 10 日

19 経 営 第 67 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人名古屋市立大学が発注する工事に係る前金払の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法律」という。）第2条第1項の規定において定める土木建築に関する工事及び測量とする。

(前金払の率等)

第3条 前金払の率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

(1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。） 契約金額の4割以内

(2) 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造（以下「設計等」という。） 契約金額の3割以内

(3) 測量 契約金額の3割以内

(制限)

第4条 第2条により前金払の対象とされる土木建築に関する工事又は測量のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として前金払をしないものとする。

(1) 工期が90日未満の設計等又は工期が60日未満の測量

(2) 予定価格が500万円以下の土木建築に関する工事（設計等を除く。）、予定価格が500万円未満の設計等又は予定価格が200万円未満の測量

2 前項に定める場合のほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

第5条 2年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの出来高予定額に対してすることができる。ただし、年度末において契

約を締結する場合には、当該年度の予算額の範囲内で前金払をすることができる場合に限り、当該契約締結の年度において、当該年度及び翌年度の出来高予定額に対して前金払をすることができる。

- 2 前項の場合における第3条の規定の適用については、同条中「契約金額」とあるのは「出来高予定額」と読み替えるものとする。

(前金払の対象等の明示)

第6条 前金払の対象とされる土木建築に関する工事又は測量及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金の返還)

第7条 前払金の支払いを受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金を返還させるものとする。

(1) 法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除された場合

(2) 本学との間の契約が解除された場合

(その他)

第8条 前金払の率その他前金払に必要な事項は、契約のつど定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（令和4年3月1日 一部改正）

この要綱は、令和4年3月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公示その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公示その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。